

AAP INTERNATIONAL COMBODIA CO., LTD からの手紙にご注意ください！

～カンボジア不動産投資被害に遭われた皆様へ～

2014年6月2日

カンボジア不動産投資被害弁護団

団長 弁護士 瀬戸和宏

最近、カンボジアの農地やアパートメントを騙されて購入してしまった被害者の  
方々に、

封筒の差出人欄が

AAP INTERNATIONAL COMBODIA CO., LTD

日本総販売代理店

株式会社FIRST不動産

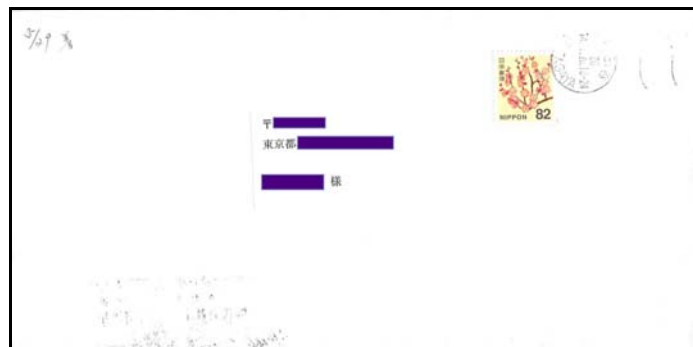
手紙の名義人が

AAP INTERNATIONAL COMBODIA CO., LTD

CEO KONNO KAKADA

(「COMBODIA」は「CAMBODIA」の誤記だと思われます)

となっている「お客様各位」と題する手紙が届いています。



この手紙や封筒には、AAP INTERNATIONAL COMBODIA CO., LTD や、株式会社 F I R S T 不動産の住所も連絡先も書かれていません。日本法人である株式会社 F I R S T 不動産は、すでに東京都渋谷区の事務所を引き払っており、その移転先も公式には明らかにされていません。これでは、一方的であり、質問のしようもありません。国内の皆様のことを考えれば、国内の連絡先くらい書くべきだろうと思います。

手紙の名義人欄に書かれている CEO KONNO KAKADA とは、日本名「今野郁男」という人物であり、日本の民事裁判の判決では、皆様を騙した組織の中心的な人物と認定されています。

日本の裁判所は、私たち弁護団の訴えた裁判で、証拠に基づき、F I R S T 不動産側が組織的な詐欺行為により被害を発生させていることを認定し、F I R S T 不動産側に対し、不法行為責任を認めて賠償金の支払いを命じています。

今野氏は、日本で行われている裁判について、自ら出頭して、不法行為をしていないことを主張し、その立証活動をする立場にあります。私たち弁護団も、裁判で今野氏の尋問が実施されることを希望します。しかし、今野氏は、裁判所に尋問のために出頭することはありません。それどころか、今野氏は、裁判所が今野氏に送達した訴状の受領を拒んでいます。

さらに、F I R S T 不動産側は、裁判所で、被害者に対し、和解金を支払うと約束しても、その裁判所での約束さえ破ることを複数の事案で繰り返し、和解金を支払おうとしません。

もし、皆様に送られた手紙に書いてあることが正しいのであれば、今野氏は、裁判所で、私たち弁護団や被害者である皆様を前にして、堂々と、証拠に基づいて弁明すれば良いのです。

このように、この手紙に書かれていることは、事実に反することばかりです。

F I R S T 不動産側は、私たち弁護団や特定の弁護士、さらに、被害者である皆様をカンボジアで民事告訴するとか刑事告訴するなど手紙に書いています。しかし、その内容は、根拠のない誹謗中傷に過ぎませんから、心配する必要はありません。

ん。

FIRST不動産側が、このような手紙を出すのは、被害者である皆様を脅かして、被害者としての正当な権利行使を妨害しようとするものです。しかし、日本の裁判所は、FIRST不動産側が組織的な詐欺を行っていること、今野氏はその中心的な立場に有ることを認めています。

ですから、皆様が、今野氏から手紙を受け取っても、何も不安になる必要はありません。

私たち弁護団は、既に、FIRST不動産側に対して多くの勝訴判決を得ており、被害回復に向けて努力を続けています。ご不安な方は、当弁護団ないしはお近くの消費生活センター等にご相談下さい。

以上